

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、地方税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

岐阜県 垂井町

公表日

令和3年11月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	地方税に関する事務	
②事務の概要	地方税法に基づき、課税に必要な調査及び賦課徴収を行っている。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 個人住民税 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3 等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ④そのほか垂井町税条例に規定された業務および機関に対する所得情報の提供及び移転。 固定資産税 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条 等) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条 等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条 等) 軽自動車税 ①課税対象者情報の準備。(地方税第442条の2、第445条) ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税第447条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税第454条) ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。 ⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。	
③システムの名称	個人住民税システム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)、確定申告支援システム、電子ファイリングシステム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名・納付システム、収納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、滞納管理システム、コンビニ交付システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、資産情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条及び同法別表第一第16項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」が含まれる項(27の項)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	税務課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		

—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503－2193 垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503－2193 垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]